

# 空き家対策と相続登記等

## に関する説明会・相談会

会場変更

日時 令和6年10月7日(月)10:00～ (開場9:30)  
会場 説明会:アマランス第1・2研修室(長崎市民会館1階)  
相談会:長崎地方法務局(長崎市万才町8-16)

### 説明会

長崎市の空き家対策をご説明します。  
また、相続土地国庫帰属制度、相続登記の申請義務化のポイントをご説明します。

10:00～10:40

長崎市の空き家対策について

(説明)長崎市役所職員



10:50～11:20

相続土地国庫帰属制度について

(説明)長崎地方法務局職員

11:25～11:55

相続登記の申請義務化について

(説明)長崎地方法務局職員



令和6年4月1日  
から相続登記の申  
請が義務化されま  
した。

相続登記推進イメージキャラクター  
「トウキツネ」

【説明会のお問合せ】

長崎地方法務局

☎ 095-826-8127(ガイダンス6番)

予約不要

### 相談会

相続登記、遺言、国庫帰属制度、境界問題、空家対策等について、司法書士・土地家屋調査士・法務局職員・市職員が相談に応じます。

13:00～17:00

相談会(予約制・相談無料)

定員64組、相談時間は一組25分以内

【予約受付期間(先着順)】

9月2日から9月27日まで

【相談会のご予約・お問合せ】

長崎県司法書士会

☎095-823-4777

(受付時間 平日9:00～17:00)

予約受付は  
終了しています。

説明会 共催 長崎地方法務局・長崎市役所  
相談会 共催 長崎県司法書士会・長崎県土地家屋調査士会・長崎地方法務局・長崎市役所